平成２９年（フ）第９６号
石川県野々市市菅原町23番７号　ボヌールヴィラージューＡ102号、従前の住所石川県野々市市押野５丁目242
債務者　瀬尾　貴弘
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１号
長野県松本市大字岡田松岡286番地１　103
債務者　古町　和夫
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１４４号
長野県松本市沢村３丁目８番45号
債務者　田中美奈子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８号
岐阜県高山市丹生川町北方171番地
債務者　大下　正孝
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岐阜県大野郡白川村大字平瀬303番地の11
債務者　戸川　真吾
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１２５６号
名古屋市熱田区旗屋２丁目８番13号　フォンティーヌ神宮406号
債務者　村上　克彦（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９号
滋賀県長浜市十里町280番地１　グッドリバーマンションＰＡＲＴⅢ　２Ｂ号室
債務者　西川　房雄
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分84番地２
債務者　三好　孝司
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第１７５号
愛媛県松山市味酒町２丁目４番地５　おおむらマンション302号
債務者　金村　知巳
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
愛媛県新居浜市垣生６丁目15番１号
債務者　岡部　俊彦
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2674番地１
債務者　渡辺　峻一
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２４３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦16番地７　スカイやまもと103号室
債務者　荒木　　忍
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６７号
宮崎市恒久４丁目14番地12
債務者　川畑　文代
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３号
宮崎県延岡市日の出町１丁目19番地５　萩尾アパート　206
債務者　田崎　嗣典
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第８２号
鹿児島県伊佐市大口元町８番地18
債務者　森元　信貴
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市溝辺町竹子603番地11
債務者　櫻田　紀久
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　県住１－706号
債務者　神野　恵美（旧姓柿野）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係